

10 | 武蔵野美術大学造形学部通信教育課程転科及びコース変更取扱要領

平成 29 年 4 月 1 日現在

(目的)

第 1 条 武蔵野美術大学造形学部通信教育課程規程第 52 条に定める転科（以下「転科」という。）及び通信教育課程の同一学科内の他のコースへの変更（以下「コース変更」という。）の取扱い等を定めるため、この要領を制定する。

(転科及びコース変更の年次)

第 2 条 転科及びコース変更を行った者は、4 月より異動する学科及びコースの 3 年次となるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、コース変更については、異動するコースの 3 年次に開講する全ての造形専門科目を単位修得して当該学科に 1 年以上在籍している場合は、4 年次となるものとする。

(願い出)

第 3 条 専門課程の 3 年次及び 4 年次に在籍する学生は、前年度の 1 月までに、別に定める様式により、別に定める転科料を添えて、学長に転科又はコース変更を願い出ることができる。

(審査)

第 4 条 通信教育課程課程長は、前条に定める願い出について、3 月までに変更後の学科及びコースの教育課程に徴して、その理由、学力及びその他必要な事項を審査し、教務委員会の議を経て、教授会の審議に付さなくてはならない。

(審査項目)

第 5 条 前項に定める審査においては、次の各号に定める条件を含めるものとする。

- (1) 総合課程からの進学者については、異動する学科・コースの進学条件を満たしていること。
- (2) 3 年次編入学者については、異動する学科・コースへの編入学の条件又は進学条件を満たしていること。

附 則

この要領は、平成 14 年 11 月 14 日から施行する。